

愛媛県議会高速自動車道路整備促進議員連盟規約

第1条 本連盟は、「愛媛県議会高速自動車道路整備促進議員連盟」と称する。

第2条 本連盟は、高速自動車国道をはじめとする基幹道路網の早期整備を促進し、県民生活の向上、産業の振興・発展等に寄与することを目的とする。

第3条 本連盟は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国会並びに主務官庁等への要望、連絡
- (2) 広く県民運動として盛り上げるための啓蒙宣伝活動
- (3) その他、高速自動車国道をはじめとする基幹道路網の整備を促進するために必要な関係機関との連絡調整及び調査

第4条 本連盟は、本連盟の目的に賛意を表する愛媛県議会議員をもって組織する。

第5条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 1 名
- (3) 事務局長 1 名
- (4) 理 事 3名以上
- (5) 監 事 2 名

2 役員は、会員の中から総会において選任する。

第6条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は、任期が満了しても後任者が選任されるまでの間は、その職務を行う。
- 3 会長は、本連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。会長に事故あるときは、副会長が会長の職務を行う。
- 4 事務局長は、本連盟の事務を統括する。
- 5 理事は、役員会を構成して会務を担当するとともに、本連盟の運営に当たる。
- 6 監事は、本連盟の会計を監査する。

第7条 本連盟に次の機関を置く。

- (1) 総会及び臨時総会
- (2) 役員会
- (3) 監事会

第8条 総会は、会長が招集し毎年1回開く。

- 2 臨時総会は、役員会の決定によって開くほか、会員の4分の1以上の要求があれば、役員会は臨時総会を開かなければならない。

3 役員会は、会長が必要と認めたときに開くほか、役員³分の1以上の要求があれば、会長はこれを開かなければならない。

4 監事会は、監事の要求によって開く。

第9条 本連盟の各機関の会議は、原則として出席会員全員の同意をもって議事を決定する。

第10条 本連盟の所要経費は、会員の会費及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。年間予算及び決算は、総会の承認を求めなければならない。

第11条 会員の会費は、月額1,000円とし、議員報酬より徴収する。

第12条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第13条 本連盟の事務を処理するため、県議事堂内に事務局を置く。

第14条 本規約は、総会において改正することができる。

附 則

本規約は、平成14年5月28日から施行する。

附 則

本規約は、平成27年6月29日から施行する。

附 則

本規約は、令和6年3月19日から施行する。